

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和2年第4回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>本来であれば、本日の会議終了後、農地利用最適化推進委員さんにもご出席いただき、業務研修会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止のため中止させていただきました。</p> <p>本日の席についても間隔をあげ、開催させていただきました。ご理解をお願いします。</p> <p>また、4月1日付けで、職員の異動がありましたので、各自自己紹介をさせていただきたいと思います。</p> <p>(各自 自己紹介)</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数14名中13名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p>
議 長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。13番 徳丸委員、14番 佐藤委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>では、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号24番 土地の所在は、国東町綱井字■■■■番、地目が畑、面積は142㎡。渡人は、国東町綱井の■■■■さん、受人は、国東町綱井の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、農地の管理ができなくなったため。受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>申請番号25番 土地の所在は、国東町浜字■■■■番■■■■、地目が畑、面積は249㎡です。外に畑が1筆の合計2筆で444㎡となります。渡人は、大分市の■■■■さん、受人は、国東町浜の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、市外在住の</p>

事務局	<p>ため農地の管理が出来なくなったため、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号26番 土地の所在は、国見町櫛来字■■■■番■■■■、地目が畑、面積は98㎡です。渡人は、広島県福山市の■■■■さん、受人は国見町櫛来の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、空き家バンク登録による譲渡のため、受人は、空き家バンク購入のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号27番 土地の所在は、国東町富来浦字■■■■番■■■■、地目が田、面積は1226㎡です。渡人は、速見郡日出町の■■■■さん、受人は、国東町重藤の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p>
議長	<p>議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号24番から27番について、事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
灘波委員	<p>申請番号25番 現況は宅地となっているが、どうなのか。</p>
事務局	<p>現地を確認し、農地であることを確認しました。</p>
灘波委員	<p>了解しました。</p>
岐部委員	<p>申請番号26番 渡人が県外在住、受人が市内在住、空き家バンク購入なら逆ではありませんか。</p>
事務局	<p>渡人である土地の持ち主はすでに県外に出ており、受人は福岡県の方でしたが、国東市内に転居しております。資料の備考欄に参照していますが、「空き家に付随した農地の指定について」で、付随した農地の指定については、国東市に転居してから申請のこととなっています。</p>
岐部委員	<p>了解しました。</p>
議長	<p>ほかにありませんか。それでは、議案第20号 申請番号24番について承認される方の挙手を求めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>申請番号24番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号25番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号25番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号26番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号26番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号27番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号27番については、全会一致で承認されました。</p> <p>では次に、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします</p>
<p>事務局</p>	<p>申請番号1番 土地の所在は、安岐町下原字■■■■番■■、地目が畑、面積は340㎡。渡人は、大分市の■■■■さん、受人は、安岐町下原の■■■■さん、■■■■さんです。転用の目的は宅地です。申請事由は、持ち家がないため、住宅を建築したいためとなっています。申請圃場は、受人の実家に隣接しており、農用地区域外で農地連たん性も10ヘクタール未満であり、第2種農地と判断しました。売買による所有権移転です。</p> <p>議案第21号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号1番について、事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第21号 農地法第5条の規定による、許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第21号については、全会一致で承認されました。</p> <p>では次に議案第22号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第22号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定は、総数が227筆で267,022㎡、内訳としては、田が214筆、畑が13筆です。</p> <p>新規設定は、96筆で118,240㎡、更新設定は、131筆で148,782㎡です。詳細につきましては、資料の5ページから14ページをご確認ください。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第22号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第22号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第22号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第23号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第23号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p>

事務局

配分計画は、総数が43筆の57,912㎡で、内訳としては田が31筆の36,446㎡、畑が12筆、21,466㎡です。詳細につきましては、資料の16ページから18ページをご確認ください。

議長

議案第23号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、質疑が無いようなので、議案第23号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第23号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。

議案については、以上であります。ほかに何かありますか。

事務局

お手元に、1枚文書を配布しています。これは「毎月5戸の個別訪問について」の件であります。これも新型コロナウイルス関連であります。大分県農業会議より通知がありましたので、「当面の間、訪問活動を自粛する」ことをご理解をいただきたいと思っております。

議長

説明のありました「毎月5戸の戸別訪問」については、当面の間自粛するということをご理解をお願いします。

それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員